

新型コロナウイルス感染拡大に伴う ガス料金および電気料金の特別措置の追加対応について（第 33 報）

2022 年 11 月 28 日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：藤原 正隆）は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金および電気料金の支払期限日の延長についてすでに発表^{*1}していますが、現在の社会情勢等を踏まえ、この度、お客さまからお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を講じます。

^{*1} 前回（2022 年 10 月 26 日）の発表：https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2022/1310659_49634.html

（1）ガス料金および電気料金について（下線部は 10 月 26 日発表分からの変更点です）

- ① 2022 年 7 月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日^{*2}を 5 ヶ月間延長します。
（従来から変更なし）
- ② 2022 年 8 月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日^{*2}を 5 ヶ月間延長します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
- ③ 2022 年 9 月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日^{*2}を 4 ヶ月間延長します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
- ④ 2022 年 10 月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日^{*2}を 3 ヶ月間延長します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
- ⑤ 2022 年 11 月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日^{*2}を 2 ヶ月間延長します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
- ⑥ 2022 年 12 月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日^{*2}を 1 ヶ月間延長します。

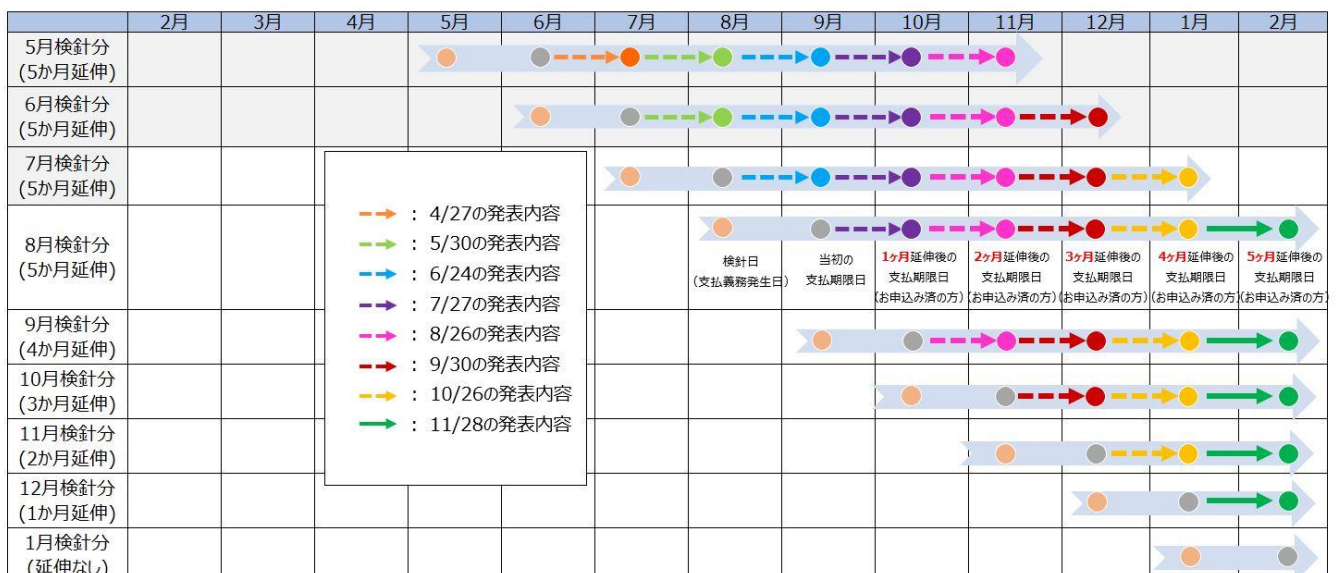
（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。

- ① 当社とガスまたは電気の供給について契約されているお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度^{*3}の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的にガス料金または電気料金の支払いが困難であると当社が判断するお客さま
- ③ 当社にお申し出のあるお客さま（9 月 30 日までの発表^{*1}を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長をお申し出いただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。
なお、お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）



(3) お申し出先

【電話番号】 0120-078-071
【受付時間】 [月～土] 午前9時～午後7時、[日・祝] 午前9時～午後5時

*2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*3 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以 上